

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	6	府省庁名 厚生労働省
対象税目	<p>個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税</p> <p>その他（都市計画税、特別土地保有税、地方消費税、徴収規定）</p>	
要望項目名	<p>非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設、その他の事業再編に関する制度見直しに伴う税制上の所要の措置</p>	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>「医療法人の事業展開等に関する検討会」において検討している、非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設及びその他の事業再編（医療法人の分割等）に関する制度見直しについて、必要な税制措置を講ずる。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>「社会保障制度改革国民会議報告書」（平成25年8月6日）において、「医療法人制度・社会福祉法人制度について、非営利性や公共性の堅持を前提としつつ、機能の分化・連携の推進に資するよう、例えばホールディングカンパニーの枠組みのような法人間の合併や権利の移転等を速やかに行うことができる道を開くための制度改革を検討する必要がある。」との指摘がされた。</p> <p>それを踏まえて、「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）において、「地域内の医療・介護サービス提供者の機能分化や連携の推進等に向けた制度改革を進め、医療、介護サービスの効率化・高度化を図り、地域包括ケアを実現する。このため、医療法人制度においてその社員に法人になれることを明確化した上で、複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括し、一体的な経営を可能とする『非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）』を創設する。その制度設計に当たっては、産業競争力会議医療・介護等分科会中間整理（平成25年12月26日）の趣旨に照らし、当該非営利ホールディングカンパニー型法人（仮称）への多様な非営利法人の参画（自治体、独立行政法人、国立大学法人等を含む）、意思決定方式に係る高い自由度の確保、グループ全体での円滑な資金調達や余裕資金の効率的活用、当該グループと地域包括ケアを担う医療介護事業等を行う営利法人との緊密な連携等を可能とするため、医療法人等の現行規制の緩和を含む措置について検討を進め、年内に結論を得るとともに、制度上の措置を来年中に講ずることを目指す。」とされた。</p> <p>また、日本再興戦略において、「医療法人の分割：会社法の会社分割と同様のスキームを医療法人について認める。」ことについて、「年内に検討し、その結果に基づいて、制度的措置を速やかに講ずる。」とされた。</p> <p>このため、「医療法人の事業展開等に関する検討会」において、非営利ホールディングカンパニー型医療法人制度（仮称）及びその他の事業再編（医療法人の分割等）に関する制度見直しについて検討を進め、法改正について検討するとともに必要な税制措置を講じていく。</p>	
関係条文	<p>地方税法第23条・第51条・第72条・第73条・第341条・第702条</p>	
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図り、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、今後の高齢化の進展に対応して地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域で必要な医療を確保するためには、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成 25 年法律第 112 号）等を踏まえて、地域の医療提供体制において医療法人間の横の連携を強化し、病床の機能の分化及び連携など地域医療の再構築を進めていくことなどが必要である。</p> <p>このため、複数の医療法人等を束ねて一体的に経営することを法制上可能とする非営利ホールディングカンパニー型法人（仮称）を創設することとし、本年末までに検討を進め、その後速やかに制度的措置を講じる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現在の制度の下では、例えば、広範な地域で展開している法人グループが、医療機関と連携して事業規模を拡大していくことは可能であり、そのような流れが進む一方で、個々の地域に根付いた中小法人等が互いに人材や資金面で支えながら地域の医療提供体制等を守り育てていけるようにする枠組みはない。そこで、社会保障制度改革国民会議報告書等が想定していた、地域の医療機関等が、競争よりも協調を進めることによって、医療機能の分化・連携などを進め、共同購入や人材交流などによる事業の効率化を図りながら、連携して医療提供体制の構築等を行っていけるようにするための仕組みを地域の選択肢として設けることが必要と考えられる。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標Ⅰ) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標1) 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標1) 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	政策の達成目標	複数の医療法人等を束ねて一体的に経営することを法制上可能とする非営利ホールディングカンパニー型法人(仮称)を創設することにより、地域の医療提供体制において医療法人間の横の連携を強化し、病床の機能の分化及び連携など地域医療の再構築を進めていく。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	地域住民にとって必要とされる医療提供体制の充実
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	複数の法人が一体となることで、病床機能分化や医療・介護等の連携が容易になり、急性期医療から在宅介護・生活支援サービスに至る高齢者が必要とする一連のサービスを切れ目なく、体系的に行うことなどができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	地域の医療機関等が、競争よりも協調を進めることによって、医療機能の分化・連携などを進め、共同購入や人材交流などによる事業の効率化を図りながら、連携して医療提供体制の構築等を行っていきけるようにするための仕組みを地域の選択肢として設けるためには、税制措置、規制の一定程度の緩和や政策融資等が必要である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—